

大分大学公開講座講習料規程

平成16年4月1日制定
平成16年規程第65号

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第69条第2項の規定により、大分大学が実施する公開講座の講習料について定める。

第2条 講習料の額は、別表第1の定めるところによる。ただし、公共的性質を強く有する講座、児童及び生徒を対象とする講座、研究開発的性質を有して実施する講座及び同一の講座を2年以内に受講する場合の講習料については、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2によりがたい場合の講習料については、教育マネジメント機構基盤育センター長が関係部局等と協議の上、決定する。

第3条 講習料は、受講の当日までに徴収するものとする。

第4条 徴収した講習料は、原則として返還しない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第3号）

この規程は、平成20年2月7日から施行する。

附 則（平成20年規程第20号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第13号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第5号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第17号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第4号）

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 講座当たり時間数		公開講座講習料
	5 時間以下	5,448 円
5 時間を超え	1 0 時間以下	6,495 円
1 0 時間を超え	1 5 時間以下	7,543 円
1 5 時間を超え	2 0 時間以下	8,591 円
2 0 時間を超え	2 5 時間以下	9,638 円
2 5 時間を超え	3 0 時間以下	10,686 円
3 0 時間を超え	3 5 時間以下	11,733 円
3 5 時間を超え	4 0 時間以下	12,782 円
4 0 時間を超え	4 5 時間以下	13,829 円
4 5 時間を超え	5 0 時間以下	14,876 円
5 0 時間を超え	5 5 時間以下	15,924 円
5 5 時間を超え	6 0 時間以下	16,971 円
6 0 時間を超え	6 5 時間以下	18,019 円
6 5 時間を超え	7 0 時間以下	19,067 円
7 0 時間を超え	7 5 時間以下	20,114 円
7 5 時間を超え	8 0 時間以下	21,162 円
8 0 時間を超え	8 5 時間以下	22,210 円
8 5 時間を超え	9 0 時間以下	23,257 円
9 0 時間を超え	9 5 時間以下	24,305 円
9 5 時間を超え	1 0 0 時間以下	25,352 円

備考 上記の公開講座講習料には消費税等を含む。

別表第2（第2条関係）

講座等	講習料
公共的性質を強く有する講座	無料（受講者が個人的に用いる物品、移動等に係る費用は自己負担）
児童及び生徒を対象とする講座	無料（受講者が個人的に用いる物品、移動等に係る費用は自己負担）
研究開発的性質を有して実施する講座	別表第1に規定する講習料の半額
同一の講座を2年以内に受講する場合	別表第1に規定する講習料の半額